

障害者活躍推進計画

機関名	新宮市（市長部局）
任命権者	新宮市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。
新宮市における障害者雇用に関する課題	障がいを持つ職員の退職に伴い、令和元年度の障害者雇用率は法定雇用率を下回っている状況です。また、障がい者雇用のノウハウの不足なども課題であり、関係機関の協力を仰ぎながら、組織面、人材面での受入態勢の充実を図り、法定雇用率の達成や採用後の定着性向上を果たさなければなりません。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】各年度（6/1時点）法定雇用率以上 【評価方法】毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	【定着率】各年度（6/1時点）80%以上 【評価方法】人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進の責任者として、「障害者雇用推進者」を選任します。 ○障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題とする「障害者雇用推進会議」を新たに組織し、年1回以上開催します。会議の開催に当たっては、障がい者である職員等に広く参画を呼びかけます。 ○以下のとおり障がい者の人的サポート体制を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の相談窓口として、「障害者職業生活相談員」を選任します。 ・外部の関係機関と連携の上、各種相談体制を構築します。
(2) 人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者職業生活相談員」に選任された者（選任予定の者を含む。）に、和歌山労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。 ○全職員を対象に「障がい者の活躍推進」に関する研修を実施します。また、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等、セミナー、講習会への参加を促します。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務の選定及び創出について検討を行います。 ○障がい者一人ひとりの障害特性や、能力、意向等を把握するとともに、業務との適切なマッチングに努めます。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○障害特性に配慮し、施設内の設備等を整備します。 ○障がい者への必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。
(2) 募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○職員採用については、障がい者からの希望を踏まえ、適切な対応を行います。 また、募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 イ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 エ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 オ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する
(3) 働き方	<ul style="list-style-type: none"> ○柔軟な勤務時間帯の割り振りや休憩時間の弾力的な設定を図ります。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。
(4) キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修の実施により、職員の能力向上を支援します。
(5) その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて面談等を実施し、状況把握・体調配慮を行います。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者になった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行います。
4. その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等への各種発注等を通じ、民間企業における障がい者の活躍の場の拡大を推進していきます。